

令和5年7月21日

第47回

「文の京」安全・安心まちづくり協議会会議録

文京区総務部危機管理課

「開 会」 (15:00)

○菅井危機管理課長 それでは、定刻になりましたので、第47回「文の京」安全・安心まちづくり協議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、「文の京」安全・安心まちづくり協議会の事務局を務めております、危機管理課長の菅井でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

この協議会は、文京区安全・安心まちづくり条例に基づきまして、文京区における犯罪、事故などを防止し、安全で安心なまちづくりを推進するために設置されたものでございます。本日は、通算で第47回目の協議会となりますが、委員の任期満了に伴い、新委員の皆様にお集まりいただいております。

それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。

まず、次第の1、委員の委嘱についてでございます。前期同様に、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、委嘱状につきましては、席上に配付させていただいております。どうぞ、委嘱状のご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

なお、本日は、二本柳委員、黒島委員、山田委員、杉山委員、寺澤委員、杉田委員、大橋委員、飯野委員、田中委員、八木委員、竹田委員の11名が、所用により欠席でございます。

また、佐藤委員は、現在のところ、まだお見えになられていない状況でございます。

それでは、初めに、会長と会長の職務代理者の選任をさせていただきます。会長の選任につきましては、あらかじめ送付いたしました資料のうち、参考資料1をご覧ください。6ページに記載されている文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第13条第2項により、「会長は、学識経験者の中から、委員の互選によりこれを定める。」となっておりますので、河合委員、三森委員のお二人の中から選任することになります。つきましては、事務局から会長を指名させていただきたいと考えておりますが、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○菅井危機管理課長 ありがとうございます。

それでは、河合委員に、会長をお願いしたいと存じます。河合会長、一言ご挨拶をお願いいたします。

○河合会長 会長を務めさせていただきます、河合でございます。

皆様のご協力のもと、当協議会の円滑な運営を図ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

自己紹介を簡単にいたしますと、1984年に警察庁に入りまして、2019年に退職し、現在、第一生命保険株式会社の公法人部の顧問を務めております。私の経験といたしましては、警視庁生活安全部長や東京都青少年・治安対策本部長を経て、警察政策研究センター所長、警察庁生活安全

局の審議官などを務め、退職をしたものでございます。

私自身、警視庁生活安全部長や東京都青少年・治安対策本部長であった際に、この安全・安心まちづくりや治安対策は、区市町村と東京都、区市町村と警察がしっかり連携をすることが大事であると言ってきたところでございます。その区市町村の側で、協議会の会長を務めさせていただくことになり、非常に感慨深いものがあります。

今後とも、皆様方のご協力を得まして、あるいは真剣なご審議を経まして、この安全・安心まちづくりに貢献をしてみたいと思います。よろしく願いいたします。

○菅井危機管理課長 ありがとうございます。

次に、会長の職務代理者の選任に移ります。同じく施行規則第13条第4項により、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。」となっておりますので、会長から、職務代理者の指名をお願いいたします。

○河合会長 それでは、三森委員を指名させていただきたいと思います。三森委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

○三森委員 会長の職務代理者を務めることになりました、三森と申します。

私は、文京法曹会に所属しておりますが、簡単に自己紹介させていただきますと、平成12年に弁護士となり、平成18年から、自宅もある文京区本郷に法律事務所を立ち上げ、それ以来、文京区で生活をしながら、弁護士業を営んでいます。

この間、民事事件や刑事事件のほか、地域の問題にも携わることがあり、平成26年から、文京区内の小学校で、PTAの副会長、会長、会長と3年間役員を務め、その後も長く、その小学校の学校運営協議会の一員になっています。

私の子どもも文京区に住んでいますが、子どもの安全・安心というのは、地域を支える極めて重要な課題です。これから大きく育ち、地域を支えていく子どもの安全が、広くは文京区の安全・安心につながっていきますので、そのような部分も、皆様と色々な議論させていただき、勉強しながら、文京区がよい地域・街になっていくことに、少しでも役に立てればと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○菅井危機管理課長 ありがとうございます。

それでは、これからの進行は、河合会長にお願いしたいと存じます。河合会長、よろしく願いいたします。

○河合会長 それでは、席上の配付物につきまして、事務局から説明をお願いします。

○菅井危機管理課長 それでは、席上の配付物について、確認をお願いいたします。配付物は、2点ございます。1点目は、先ほど説明させていただきました委嘱状でございます。2点目は、座席表でございます。

以上、2点の席上配付物につきましては、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○河合会長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議事は、あらかじめ事務局から資料をお送りしてありますので、これに沿って進めてまいります。

まず、報告事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○菅井危機管理課長 それでは、報告事項に入る前に、委員の皆様事前に送付いたしました資料の確認をさせていただきます。

まずは、次第でございます。

次に、資料第1号から第5号までの資料です。資料といたしましては、資料第1号が1枚、資料第2号が1枚、資料第3号がステープラー留めとなっている「区の安全・安心まちづくり事業の概要について」、資料第4号がステープラー留めとなっている「安全・安心まちづくり推進地区の指定について」、資料第5号が「「文の京」安全・安心まちづくり協議会における協議事項の提案方法について」となります。これに加えて、参考資料1が文京区安全・安心まちづくり条例及び同施行規則の条文、参考資料2が前期協議会の開催状況になります。そのほか、委員名簿、「文の京」安全・安心まちづくりリーフレットとなります。皆様よろしいでしょうか。

次に、委員の皆様がご発言される場合ですが、初めに挙手をしていただき、マイクの下ボタンを押していただきますと赤いランプが点灯しますので、点灯後、ご発言をお願いいたします。発言後は、もう一度ボタンを押しますとランプが消えますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、1点目の報告をさせていただきます。次第3の(1)ア「文の京」安全・安心まちづくり協議会の会議運営等について、説明いたしますので、資料第1号をご覧ください。

こちらは、「文の京」安全・安心まちづくり協議会の会議運営等に関する申合せ事項となっております。1番目は、取材についてでございます。2番目は、傍聴についてでございます。会議は公開を原則とし、その他は(1)から(8)までのとおりでございます。3番目は、会議録等の公開についてでございます。会議録は、委員の皆様、内容の了承を得た上で公開といたします。4番目は、その他会の運営についてでございます。その他必要な事項は、この協議会において定めることといたします。

資料第1号の説明につきましては、以上でございます。

○河合会長 当協議会の会議運営等につきましては、事務局から説明があった内容で今後進めていきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

ご異議がございませんようでしたら、会議運営等につきましては、報告のとおりとさせていただきます。事務局は、会議運営等について、この申合せ事項に沿って進めていただきたいと思います。

それでは、引き続き、事務局から説明をお願いいたします。

○菅井危機管理課長 それでは、2点目の報告をさせていただきます。次第の3(1)のイ「文の京」安全・安心まちづくり協議会について、資料第2号をご覧ください。

1番目は、設置の趣旨でございます。この協議会は、安全・安心まちづくりに係る施策の実施に関しまして、広く地域活動団体や区民、専門家、関係行政機関にご意見を伺い、施策に反映させていくほか、公平性及び中立性を担保する観点から設置したものでございます。

次に、2番目の安全・安心まちづくりの定義でございます。この協議会では、犯罪、災害及び事故の防止、心地よい地域環境の整備を推進する活動を「安全・安心まちづくり」とし、環境の美化及び浄化、バリアフリー、障害者等への配慮など、生活環境を快適なものにしていく活動も含むものとしたします。

次に、3番目の審議事項でございます。皆様にご審議いただく事項といたしましては、(1)安全・安心まちづくりに係る施策の実施に関する事、(2)推進地区の指定に関する事、(3)その他安全・安心まちづくりに関する事、以上の3点が、文京区安全・安心まちづくり条例により定められております。

この協議会でご議論いただく具体的な内容といたしましては、4番目の協議会の役割に記載しているとおり、(1)安全・安心まちづくりに関する特定の施策を推進する地区を指定する場合と(2)推進地区において施策の実施を著しく害したと認めた者に指導・勧告を行う場合に、皆様からご意見を頂戴いたします。そのほか、(3)安全・安心まちづくりに係る区の施策について、皆様からご意見を頂戴いたしますとともに、(4)安全・安心まちづくり施策の提言を区長に行うこと、以上の4点でございます。

最後に、5番目の協議会の組織についてでございます。委員の構成といたしましては、学識経験者、関係行政機関の職員、地域活動団体の代表者、公募区民、文京区職員によりまして、今期は35人となっております。委員の任期は、令和5年7月19日から令和7年7月18日までの2年間ということで、お願いをしております。(3)の会長につきましては、学識経験者の中から、委員の皆様の互選により定めるということで、先ほど、河合会長に決定いたしました。(4)協議会の招集につきましては、会長が行うものとさせていただきます。

資料第2号の説明につきましては、以上でございます。

○河合会長 事務局から説明をいただきましたが、質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に質疑がないようでございますので、引き続き、事務局から説明をお願いいたします。

○菅井危機管理課長 それでは、3点目の報告をさせていただきます。次第3(1)ウの区の安全・安心まちづくり事業の概要について、説明いたしますので、資料第3号をご覧ください。

1番目は、文京区安全・安心まちづくり条例でございます。この協議会は、平成17年4月1日に施行した安全・安心まちづくり条例に基づいて、行っているところでございます。この条例の

主な特徴は、(3)に記載しているとおりでありますが、特にウのとおり、「地域活動団体の申請に基づき、特定の施策を推進する地区を指定することができる。」と定めております。

次に、2番目の「安全・安心まちづくりに関する特定の施策を推進する地区（推進地区）」の指定でございます。(1)推進地区の種類は、ア「通学路の安全対策を推進する地区」、イ「自転車の安全運転を推進する地区」、ウ「防犯対策を推進する地区」、エ「区長が特に必要があると認めた地区」の4種類でございます。この推進地区の指定申請に際しましては、(2)イの2点のいずれにも該当しなければなりません。1点目といたしましては、「申請しようとするものが申請に係る地区において、自主的かつ積極的に安全・安心まちづくりを行っていること。」ということで、活動実績があることが大前提になってございます。2点目といたしましては、「申請に係る地区の区民、他の地域活動団体、事業者等の賛同を得ていること。」ということで、地域の合意形成がなされた上で、申請をいただくということになってございます。地域活動団体から推進地区の指定申請がございましたら、(3)推進地区指定に係る協議会の審議のとおり、本協議会に諮り、委員の皆様からご意見を頂戴いたしますとともに、パブリックコメントとして、区民意見を1か月間、募集いたします。その後、それらを総合的に考慮の上、(4)のとおり、推進地区を指定するという流れになっております。なお、令和4年度末時点の指定状況につきましては、配付資料の「文の京」安全・安心まちづくりリーフレットのうち、P2の表の下部に記載しているとおりで、推進地区数は56となっております。その中で、推進地区を構成する町会数が120町会でございます。全町会数が154町会となりますので、そのうちの約78%である120町会が、推進地区に含まれている町会ということでございます。

次に、資料第3号に戻りまして、3番目の安全・安心まちづくり事業補助でございます。推進地区の指定を受けた地域活動団体に対しては、活動支援といたしまして、区が補助を行っております。(1)のアといたしまして、防犯カメラ等の防犯設備費用の補助、イといたしまして、防犯カメラの維持管理費用の補助、ウといたしまして、防犯カメラの電気料金及び電柱使用料金等の補助、エといたしまして、安全・安心まちづくり活動に必要な装備品等の購入費用補助がでございます。そのほか、推進地区の指定を受けた地域活動団体以外の(2)の自主防犯活動などを行う団体に対しては、アといたしまして、安全・安心まちづくり活動に必要な装備品等の購入費用補助、イといたしまして、青色防犯パトロールカーの運行に必要な燃料費補助がでございます。

続きまして、4番目の「文の京」安心・防災メール配信でございます。防犯等安心情報や災害情報等につきまして、あらかじめご登録をいただいた方に、メールを配信させていただいております。

続きまして、5番目の青色防犯パトロールカー運行でございます。現在、区民ボランティア団体が2団体ございますが、そのほか、危機管理課及び防災課の庁有車で、青色防犯パトロールを実施しているところでございます。

資料の3ページをご覧ください。6番目のパトロール用資器材貸出しでございます。こちらは、ぶんちゃんパトロールベスト等の貸出しを行っております。

次に、7番目の地域安全教室等の開催でございます。こちらは、子どもや高齢者を犯罪等から守るための教室やキャンペーンを実施しております。

次の8番目は、高齢者等に対する特殊詐欺等の未然防止対策として、自動通話録音機を無償で貸与する、自動通話録音機貸与事業について、記載しております。

次の9番目は、繁華街における安全対策を進めるための客引き行為等の防止対策として、文京区客引き行為等の防止に関する条例について、記載しております。

資料第3号につきましては、以上でございます。

○河合会長 事務局から説明がございましたが、それにつきまして、質問はいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○一針委員 一針でございます。一つだけお伺いしたいのですが、56の安全・安心まちづくり推進地区のうち、実際に防犯カメラを設置しているのは、どの程度なのでしょうか。

○菅井危機管理課長 地区数といたしましては、52地区でございます。

○一針委員 分かれば、設置台数も教えていただけますでしょうか。

○菅井危機管理課長 区の補助制度を利用して設置した防犯カメラの台数といたしましては、492台でございます。

○一針委員 ありがとうございます。

○河合会長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。質疑がないようですので、議事を進めたいと思います。

次に、審議事項に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

○菅井危機管理課長 資料第4号をご覧ください。こちらは、新たに申請がございました一つの推進地区の指定について、ご審議いただくものでございます。

本来であれば、申請団体の代表者と所轄の警察署から、直接ご説明いただくところでございますが、本日は、私から説明をさせていただきます。

資料の2番目をご覧ください。指定申請のあった地区と内容といたしましては、地区名は音羽五丁目町会地区、推進地区の種類は防犯対策を推進する地区、団体名及び代表者は音羽五丁目町会の小林和人会長でございます。申請内容といたしましては、次ページの資料第4号別紙「文京区安全・安心まちづくり推進地区指定申請書」のとおりでございます。また、地区の範囲といたしましては、音羽一丁目13番、15番、19番、20番でございます。

次に、3番目の地区指定の手続きでございます。令和5年5月23日に推進地区指定の申請があり、本日の協議会での審議後に、8月17日から9月15日まで、パブリックコメント手続として意見募集を行い、10月に推進地区指定の決定を予定しております。

なお、関連資料といたしまして、資料第4号最終ページのとおり、所轄の大塚警察署から、推進地区の指定における所見を提出していただいております。大塚警察署からは、音羽五丁目町会地区における犯罪抑止効果を踏まえ、推進地区の指定について、支持していただいているところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○河合会長 事務局から説明がございましたが、これについて、質問はございますでしょうか。澤田委員どうぞ。

○澤田委員 文京区立中学校PTA連合会の澤田と申します。よろしくお願いたします。

この音羽五丁目町会地区というのは、資料にある安全・安心まちづくりリーフレットのうち、音羽四丁目町会地区や音羽六・七・八町会地区の周辺になるかと思いますが、周辺の地区が指定をされていて、この地区だけが指定をされていないのは、それぞれの地区が順番に申請を行い、最終的に音羽五丁目町会地区が申請を行ったということなののでしょうか。それとも、何か特別な事情があるのでしょうか。

○菅井危機管理課長 今回は、音羽五丁目町会からの申請に基づいて、協議しているところでございます。特別な事情があるわけではなく、音羽五丁目町会として意見をまとめる中で、このタイミングでの申請になったと考えております。

○澤田委員 もう1点、よろしいでしょうか。

○河合会長 どうぞ。

○澤田委員 ご説明ありがとうございます。

他の推進地区では、色々な形態があります。例えば、私が住んでいる根津弥生七ヶ町地区では、7町会の単位で推進地区の指定を受けていますが、単一の町会で指定を受けている地区もあります。これは、目的によって、それぞれの形態になっているのでしょうか。

○菅井危機管理課長 目的という意味では、安全・安心まちづくりリーフレットの地図に記載しているとおり、通学路の安全対策を推進する地区は、2番の千駄木小学校地区のみとなっております。地図と併せて記載している表にあるとおり、以前は複数の地域活動団体で推進地区を構成する場合が多数を占めていましたが、近年は単独の地域活動団体で指定を受ける地区が多い傾向にあります。

○澤田委員 もう1点、よろしいでしょうか。

○河合会長 どうぞ。

○澤田委員 ありがとうございます。例えば、より広い地区による協議や横の連携を進めるために、現在、単独の町会で指定を受けている地区が、あらためて、隣接町会などと一緒に、推進地区の指定を受け直すことも、制度上は可能なのでしょうか。

そのように、隣接する地区との協議や連携が、推進地区の重要な役割の一つなのではないかと

と思いますが、いかがでしょうか。

○菅井危機管理課長 推進地区の指定は、3年ごとの更新になっております。更新を機に、そのような連携を行うためには、その推進地区を一度廃止した上で、新たに合同で指定を受けることになり、制度上は不可能ではありませんが、基本的に、一度指定した推進地区は、そのまま更新を行っております。

また、それぞれ推進地区は異なっても、他の推進地区と連携して活動することは可能であると考えております。

○河合会長 どうぞ。

○板橋委員 公募委員の板橋です。

この安全・安心まちづくり推進地区は、「通学路の安全対策を推進する地区」と「防犯対策を推進する地区」を分けていますが、どちらも防犯上大切なことだと思います。分けている理由があれば、お伺いしたいです。

○菅井危機管理課長 資料第3号で説明いたしましたとおり、推進地区につきましては、「通学路の安全対策を推進する地区」、「自転車の安全運転を推進する地区」、「防犯対策を推進する地区」の3つに分かれており、そのほかに、「区長が特に必要であると認めた地区」があります。先ほども、少し触れましたが、「通学路の安全対策を推進する地区」と「防犯対策を推進する地区」を重複して指定している推進地区もあり、推進地区の種類を分けている理由といたしましては、明確な説明が難しいのですが、そのような状況となっております。

○板橋委員 ありがとうございます。

○河合会長 そのほか、いかがでございますか。

それでは、本協議会として、音羽五丁目町会地区を推進地区に指定することに、了承してよろしいでしょうか。

(拍手)

○河合会長 それでは次に、次第の「その他」に移りますので、資料第5号につきまして、事務局から、説明をお願いいたします。

○菅井危機管理課長 資料第5号は、委員の皆様の中で、本協議会で協議を行いたい事項がある場合に、協議会に提案していただく方法を説明した資料となります。

これは、前々期の協議会から導入された仕組みでございまして、前期におきましては、自転車の安全対策や乳幼児を持つ保護者への子育てについて、委員から具体的なお提案をいただき、活発な議論をしていただきました。今期におきましても、安全・安心まちづくりに資するテーマがございましたら、委員の皆様からお提案をいただければ幸いです。

それでは、資料第5号の1ページをご覧ください。流れといたしましては、まず、協議会開催の1か月前を目途に、事務局から委員の皆様宛てに開催日程の通知文を送付いたします。その際

に、協議事項提案用紙を同封いたしますので、提案事項のある委員は、ご記入の上、協議会開催の2週間前までに、事務局にご提出をお願いします。

なお、提案事項につきましては、事務局において事前に検討の上、取扱いを会長と調整をさせていただきます。その結果、協議すべきと考えられる事項につきましては、協議会を開催した際に、提案者から提案の趣旨等をご説明いただき、次回協議会における協議事項として採用すべきかどうか、委員の皆様にお諮りした上で、採用・不採用を決定するという流れとなります。

また、採用された協議事項は、事務局にて、資料の取りまとめ、関係者の協議会参加要請等の準備を行った上で、その次の協議会で皆様にご議論していただく流れとなります。

資料5号につきましては、以上でございます。

○河合会長 事務局から、資料第5号の説明がありましたが、質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

今回は、このメンバーで最初の協議会になります。折角の機会ですので、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

どうぞ。

○澤田委員 澤田です。

先ほど、推進地区の横の連携やつながりが大事ではないかという質問をさせていただきましたが、板橋委員の質問の中でも、推進地区の種類を分けている理由について話があり、私自身も、推進地区の目的が少し分かりにくいのではないかと感じております。

これは前期の話になりますが、昨年10月28日に開催された協議会の際、推進地区という仕組みが一部形骸化しているのではないかという議論がありました。その際、半ば、防犯カメラの導入が目的になってしまい、本来であれば、各推進地区の活動の好事例を紹介し、他の推進地区の活動に反映するという取組があってもよいが、そのような方向に進んでいないのではないかという話であったと記憶しています。

その際、私も一つ事例を取り上げて、質問をいたしました。地元のPTAの方から相談を受けた内容といたしましては、通行規制がされている時間帯のスクールゾーンで、車両を出入りさせる住民がいるという話でした。何度も出入りがあるため、PTAやスクールガードの方が注意するのですが、相手方としては、その場所がスクールゾーンに指定される前から居住しているため、許容の範囲なのではないかという感覚を持っていたようで、地元の町会長が巡回の上、話をしていただいても、聞き入れていただけませんでした。

そのときは、町会単位ではなく、町会連合会単位で議論をしていただき、子どもたちの安全・安心につながる問題であるため、スクールゾーンに関係のある町会の掲示板や回覧板で協力を呼び掛け、地区全体でそのような機運を高めることにより、その方が多少時間をずらして出入りしていただけるよう、協力いただいたことがあります。

このような問題は、子どもの安全だけではなく、地域全体の安全・安心に関わる問題です。道路に関する問題であり、道路管理者、都、区、警察の連携が必要になるため、推進地区のような大きな広い枠組みの中で、より幅広い住民の合意を得て活動をしている団体にとっては、大事なテーマであると思います。

そのため、各町会で指定を受けるというよりは、町会連合会など、より幅広い地区、学校区全体をカバーできるような単位で、推進地区の指定を受ければ、その中で活発な協議が行われますし、学校のPTAと定期的な話合いの場を持つことにより問題が吸い上げられます。その上で、行政や警察と連携して、課題解決に向かう流れを作ることができれば、この推進地区の目的に合致するのではないのでしょうか。私の個人的な意見ですが、今後、そのようなテーマでの議論ができればとよいと思います。

○河合会長 その件については、町会連合会として関わっていったら、動きが少し変わったのでしょうか。

○澤田委員 はい、そうです。これは推測になりますが、以前から自分が車両の出入りを行っていた場所に、勝手にスクールゾーンを設定されたという感覚なのかもしれません。

時間はかかるかもしれませんが、非常に大事なことであるため、何かしらの方法を地区全体で考えていく以外に、解決方法はないのではないかと、その時に思いました。

○河合会長 個別の問題として考えれば、警察の交通規制であるゾーン30など、色々なものが関係してきますが、そのような問題をどうすれば認識していただけるか、この協議会の中で、議論するというのは、おかしくないと思います。

しかし、お話を聞く限りでは、推進地区の指定方法を改めれば解決する問題ではなく、この協議会の場で、大きな議論や小さな議論を色々と皆様に聞いていただき、反応していただくということではないのでしょうか。警察署の生活安全課長もご参加いただいておりますので、そのようなことも含めて考え、区としても受け止めていくということだと思えます。

大塚警察署の佐野委員、いかがでしょうか。

○佐野委員 大塚警察署生活安全課長の佐野と申します。

先ほど、澤田委員からお話がありました、防犯カメラの件ですが、当署でも、昨日・一昨日の事案に関し、本日の午前中に防犯カメラの確認を行い、実際に被疑者と思われる者の映り込みが確認できております。防犯カメラの設置は、犯罪発生を抑止につながり、また、犯罪が発生した場合の犯人の検挙につながる一番の有力な証拠となりますので、引き続き、地域における防犯カメラの設置を推進いただきたいと思います。

また、私が言うことではないのかもしれませんが、広い地域での連携というのは、少し難しい気がします。現在の推進地区がまとまり、様々な問題に対して、対策や連携を行い、その中で、この協議会などを利用して、共有していければよいかと思えます。

以上です。

○河合会長 佐野委員がおっしゃったように、決して、防犯カメラの話だけではなく、安全・安心まちづくりという全体の問題の一つとして、補助も含め、防犯カメラは有力な手段であるという発想なのだと思います。これまでも、自転車に関する内容が入っておりますし、それ以外のものを含めて、色々な議論をしていただき、問題提起していただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

○三森委員 私から、少しよろしいでしょうか。

○河合会長 三森委員、お願いいたします。

○三森委員 その昔、防犯カメラの設置と言えば、プライバシーの問題で、関係のない区民の行動が映り込むのは、如何なものかという議論がありました。

しかし、色々と犯罪が変わり、昔は典型的な犯罪者の見分けがつかしましたが、最近はそうでない人が犯罪を起こすことがあります。警察としては、客観的な物証がなければ、検挙できないため、プライバシーと安全との間で、どのように調整を図るのか、難しいところです。最近は、高齢者が文京区に増えてきたこともあり、プライバシーも大事だけれども、安全・安心も大事だという意見になってきています。私が住んでいる町会にも防犯カメラは設置されており、昔は違いましたが、現在は私も賛成側になっています。

先ほど、町会の連携という話がありましたが、中には連携が難しい町会同士もあります。馬が合わない人は必ずいるため、変に合わせようとするのではなく、地域の安全や子どもの安全など、暮らしやすいまちづくりという大きな目的で、少しずつ連携していく、その中の一つとして、推進地区の指定があると理解しています。

色々とお話を伺い、大変参考になりました。ありがとうございます。

○河合会長 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○武智委員 青少年育成会の武智と申します。

先ほどから、防犯カメラの話が色々出ていますが、三森委員がおっしゃっていたプライバシーの問題があり、カメラを向ける方向など、区として、設置条件はあるのでしょうか。

また、大変細かい話になりますが、安全・安心まちづくりリーフレットの2ページ目にある、12番の根津弥生七ヶ町地区のうち、「向ヶ岡弥生会」の「岡」という字は、これで間違いないのでしょうか。確認をしていただければと思います。

以上です。

○河合会長 どうぞ。

○菅井危機管理課長 文京区安全・安心まちづくり事業補助金の交付を受けて防犯カメラを設置する場合は、区が定めた「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」に留意して、設置いただいております。この指針の対象となる防犯カメラの要件といたしましては、犯罪の予防を目的とし

て設置されるもの、道路、公園等不特定又は多数の者が来集する場所を対象として設置されるもの、モニター機能又は録画機能のあるものとなっております。

○河合会長 どうぞ。

○武智委員 度々、申し訳ありません。

例えば、マンションの一部など、どうしても、プライバシーに関わることが映り込んでしまう場合、どのような対応となるのでしょうか。

○菅井危機管理課長 具体的に、どの場所に設置するであるとか、どちらの方向にカメラを向けるかにつきましては、推進地区の指定を受けた地域活動団体内で、検討していただく形になっており、場合によっては、警察の助言等も受けながら、具体的なカメラの向きを決めているというところでございます。

○河合会長 元警察の人間としては、発言を差し控えていたのですが、防犯カメラについては、監視カメラという言い方を一切しておりません。これは、防犯カメラと呼ぶことにより、目くらしをしているのではないかと非難する人もいます。

しかし、防犯カメラの目的は、あくまでも防犯であるため、特定の人を監視ということになれば、三森委員がおっしゃったようなプライバシーの侵害という議論もあり得ます。これに対して、警察としては、安全・安心という観点から、協議会や町会の中で、プライバシーの侵害にならないように注意し、一定程度の人間がデータを確実に管理していただくよう、お願いしています。これは、警視庁生活安全部としても、東京都青少年・治安対策本部としても、お願いしてきたことであり、この協議会で審議の上、推進地区を指定しているのは、そのようなことも含めて議論をするためではないかと思えます。

しかし、問題は、住民同士で話合いがされていなければ、住民同士がお互いを監視することになりかねません。そのような議論が、防犯カメラの設置を推進する際に、警察庁、警視庁、内閣官房でも相当されており、特定の誰かを監視するカメラではなく、データ管理を厳格に行うことが必要であると考えたところであります。

また、決して防犯カメラを整備することだけが安全・安心まちづくりではありません。防犯や安全・安心まちづくりには、人の目と機械の目の両方が重要です。決して、防犯カメラがあるからといって、犯人を検挙できるとは限りません。防犯カメラに証拠が残らないよう、犯人が犯罪を控えるのであれば、それに越したことはありませんが、一方で、犯人が罪を犯したときに、犯罪の証拠が全部残ることになります。そういう意味では、必ず、人の目と機械の目が連携する必要があります。

しかし、人ではできないことがあります。防犯カメラの長所といたしましては、疲れしない、眠らない、見逃さない、忘れないという4つの特性があります。これは、機械だからこそ可能ですが、電池が切れていたり、電源が入っていないと動かせません。機械を使用することは大切で

すが、機械だけでは犯人を検挙することができませんので、当然ながら、人の目、防犯ボランティアの活動が重要になります。そういう意味では、澤田委員から話があったとおり、防犯カメラだけでなく、色々な意味で連動していくのがよいと思います。東京都が補助金を交付する際、町会、自治会等の活動が継続的に行われることを条件としているのは、そのためです。

しかし、防犯カメラを整備すると大きく言っているため、警察が得をしているだけではないかと言われかねませんが、決して、そのようなことはありません。結果として、犯人を検挙することができれば、佐野委員から話があったとおり、全体として犯罪抑止につながるのであれば、それは役に立っているということです。

警察は当然ながら、住民の方々も含めて、みんなで安全・安心をつくっていくことを是非考えていただき、その場として、この協議会があるとご認識いただければと思います。

○菅井危機管理課長 先ほどお話がありました、向ヶ岡の「岡」の字ですが、安全・安心まちづくりリーフレットに記載している字で間違いありません。

○松田委員 松田と申します。

私の町会は、千駄木二丁目にあります。当初、学校の通学路に防犯カメラを設置していましたが、現在は、防犯が主という形になっています。そのように考えれば、場所を決めて、もう少し増やしてもよいのではないかと感じています。

以上です。

○河合会長 ありがとうございます。地域は、人の住み方によって、色々と変わってまいりますので、環境などに合わせて、それぞれ見直しがあって然るべきだと思います。

しかし、見直しをしても、うまくできるか難しい部分もあるため、地域ごとに、住民の方々に考えていただき、それをまた反映させていくことが重要ではないでしょうか。よろしくお願いいたします。

そのほか、ご意見はいかがでしょうか。委員の皆様方から、様々な意見が出たところですが、よろしいでしょうか。

それでは、次回の予定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○菅井危機管理課長 次回の第48回協議会は、おおむね10月頃の開催を予定しておりますが、開催日時につきましては、会長とご相談の上、決めさせていただきたいと思います。

以上です。

○河合会長 それでは、決定次第、事務局から次回の開催通知をお送りするということで、よろしいでしょうか。

本日は、これで閉会したいと存じます。長時間にわたり、熱心なご議論ありがとうございました。

「閉 会」 (16:15)